祖母・傾・大崩ユネスコエコパークロゴマーク及びロゴタイプ使用要領

（趣旨）

第１条　この要領は、祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク推進協議会（以下「協議会」という。）が所有するロゴマーク及びロゴタイプ（以下「ロゴマーク等」という。）を使用する場合の取扱に関し、必要な事項を定める。

　　この要領で、ロゴマーク等とは協議会が祖母・傾・大崩ユネスコエコパークの理念及び活動を広く普及し、その認知度を高めることを目的に作成したものをいう。

（使用の申請等）

第２条　ロゴマーク等を使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ「祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク」ロゴマーク等使用承認申請書（様式１号）（以下「申請書」という。）に必要な書類を添付して、祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク推進協議会会長（以下「会長」という。）に提出し、承認を得なければならない。

　ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

（１）協議会を構成する団体が販売目的以外で使用する場合

（２）国又は地方公共団体において、祖母・傾・大崩ユネスコエコパークの普及啓発を目的に使用する場合

（３）個人が営利を目的とせず個人で発信するブログ、SNS等において使用する場合

（４）新聞、テレビ、雑誌等において報道目的に使用する場合

（５）その他会長が認める場合

２　申請書の提出先は、以下の区分に応じるものとする。

（１）申請者が協議会の構成市町（佐伯市、竹田市、豊後大野市、延岡市、高千穂町及び日之影町）の区域内に住所又は所在地を有する場合は、それぞれの住所又は所在地を有する市町の担当所属

（２）前号に掲げる以外の場合は、大分県又は宮崎県の担当所属

（申請書の承認）

第３条　前条の規定による申請があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、祖母・傾・大崩ユネスコエコパークロゴマーク等使用承認書（様式２号）により使用を承認するものとする。このとき、会長は別に条件を付することができるものとする。

（１）祖母・傾・大崩ユネスコエコパークの理念や活動に反するなど、祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク推進協議会の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げになる場合

（２）ロゴマーク等を正しい使用方法に従って使用しない、又は使用しないおそれがある場合

（３）法令若しくは公序良俗に反し、又は反するおそれがある場合

（４）特定の政党、宗教団体を支援又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれがある場合

（５）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同条第６号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するものである場合

（６）その他会長が不適当と認めた場合

２　前項の規定による承認を受けてロゴマーク等を使用する者（以下「使用者」という。）はロゴマーク等を使用した物件が完成した場合、速やかに申請書の提出先に一点提出するものとする。ただし、完成品の提出が困難であると認められたものについては、その写真等の提出をもって代えることができる。

３　会長は、使用を承認しないときは、祖母・傾・大崩ユネスコエコパークロゴマーク等使用不承認通知書（様式３号）により申請者に通知するものとする。

（使用料）

第４条　使用料は当分の間、無料とする。

（使用期限）

第５条　ロゴマーク等の使用期限は、使用を承認した日から起算して３年間とし、期間満了後に引き続き使用する場合は再度申請しなければならない。

（使用の際の遵守事項）

第６条　使用者は、ロゴマーク等の使用にあたっては、祖母・傾・大崩ユネスコエコパークロゴマーク等使用マニュアルを遵守すること。

（使用の取消し及び禁止）

第７条　使用者のロゴマーク等の使用方法等について、会長が不適当と認める場合は、祖母・傾・大崩ユネスコエコパークロゴマーク等使用承認取消書（様式４号）によりその使用を取消し、必要に応じて成果物の回収を求めることとし、使用者はこれに従わなければならない。

（問題への対処）

第８条　ロゴマーク等の使用に起因して問題が発生した場合においては、協議会は一切の責任を負わない。また、使用者は、問題が発生した際には、速やかに申請書の提出先に報告するとともに、自己の責任において対策を講じなければならない。

（使用者の責務）

第９条　使用者は、信義に従い、誠実にこの要領を履行しなければならない。

（使用実績の公表）

第１０条　使用者は、ロゴマーク等の使用実績について使用者名及び使用目的等を協議会並びに構成自治体が公表することに了承するものとする。

附則

　（施行期日）

この要領は、平成２９年９月９日から施行する。